徳島県食育推進計画（第５次）（案）【概要版】

■**計画期間**　令和８年度～令和１２年度

■**策定根拠**　食育基本法（第17条）

■**基本理念**　**食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む**



■**推進方針と施策**

県民が生涯を通じて、健全な食生活が実現できるよう、
次に掲げる3つの推進方針に基づき、県民運動として食育の推進に取り組む。

子どもの頃からの食や農に関する学びの充実

子どもたちが生涯にわたる望ましい食習慣を確立し、食や農林漁業への理解を深めることができるよう、学校においては、家庭や地域と連携するための体制づくりを重視し、組織的・計画的な食育に取り組み、子どもへの食育を推進する。

〇家庭における食育の推進
- ・食を楽しみ、つながりを大切にする食育の推進

〇妊産婦や就学前の子どもに対する食育の推進
- ・妊産婦及び乳幼児期における基本的生活習慣の形成に資する食育の推進

〇学校における食育の推進
- ・食や農に関する学びの充実

健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

生活習慣病予防のための食生活改善だけでなく、食品ロスの削減や地産地消といった食環境面、食品の安全面、地域の食文化の継承といった観点からも、食に関する正しい選択が自らできるよう、大人の食育を推進する。

〇地域における食育の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・生涯を通じた切れ目のない食育の推進
- ・職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進
- ・食に対する正しい知識の普及
- ・地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

生産現場への理解や自然の恩恵、生産者への感謝の念を深め、食卓と生産現場の距離を縮めるため、徳島県の恵まれた自然環境が育んだ農林漁業の体験機会の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進するとともに、持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育を推進する。

〇生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ・生産者と消費者との交流や体験活動による農林漁業への理解促進
- ・地産地消の推進
- ・学校給食における地場産物の活用促進
- ・環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

計画推進体制

〇食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実
- ・行政、食に関する様々な関係者や団体間の連携強化